

船舶等の対応措置（津波襲来時）

【串木野港、川内港、米ノ津港、阿久根港、中甕港、手打港、野間池港】

勧告区分	船舶等の対応措置
警戒勧告	<ol style="list-style-type: none"> 1 港内又はその境界付近に所在する船舶は、乗船者の安全確保措置をとるとともに地震・津波情報の入手に努めること。 2 港内又はその境界付近において、荷役、給油、工事若しくは作業に従事し、又は行事に参加している船舶等は、当該行為を中止するとともに資機材等の流出防止措置をとること。 3 大型船及び中型船の対応は、原則次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> ①港内着岸船は、船舶の大きさと津波予想高さを勘案して係留強化による係留避泊又は港外退避すること。 ②港内錨泊船は、港内避泊又は港外退避すること。 ③港内航行船、港外退避すること。 4 小型船の対応は、原則次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> ①港内着岸船は、陸揚げ固縛又は係留強化した後に陸上避難すること。ただし、避難海域に避難する時間的余裕がある場合は、港外退避を考慮すること。 ②港内航行船及び港内錨泊船は、直ちに着岸して陸揚げ固縛若しくは係留強化した後に陸上避難又は港外退避すること。 5 1から4までに掲げる措置のほか、避難勧告が発令された場合に円滑な対応が実施できるよう必要な準備をすること。
避難勧告	<ol style="list-style-type: none"> 1 上欄1及び2に掲げる措置をとること。 2 大型船及び中型船は、原則港外退避すること。ただし、避難海域に避難する時間的余裕がない場合は、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> ①港内着岸船は、係留強化による係留避泊すること。 ②港内錨泊船及び港内航行船は、港内避泊すること。 3 小型船の対応は、原則次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> ①港内着岸船は、時間的余裕がある場合は、陸揚げ固縛又は係留強化した後に陸上避難すること。さらに、避難海域に避難できる時間的余裕がある場合は、港外退避を考慮すること。陸揚げ固縛等の時間的余裕がない場合は、直ちに陸上避難すること。 ②港内航行船及び港内錨泊船は、時間的余裕がある場合は、直ちに着岸して陸揚げ固縛若しくは係留強化し陸上避難又は港外退避すること。陸揚げ固縛等の時間的余裕がない場合は、着岸後直ちに陸上避難又は港内避泊すること。

大型船：タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。
 中型船：大型船及び小型船以外の船舶をいう。
 小型船：プレジャーボート、漁船等のうち港内において陸揚げできる程度の船舶をいう（造船所での陸揚げは含まない。）。